

第22回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年5月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館7階 中会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

東京 23 区においては新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大が警戒されており、株主総会運営においても、より慎重な対応が求められていると考えております。こうした点を踏まえ、株主の皆様におかれましては、健康配慮の観点から、出席は極力控えて頂き、書面またはインターネットによって議決権を行使して頂きますようお願い申し上げます。

株式会社エディア

証券コード：3935

目次

第22回 定時株主総会招集ご通知 1

添付書類

事業報告 4
連結計算書類 26
計算書類 29
監査報告書 32

株主総会参考書類 37

第1号議案 定款一部変更の件 37
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
4名選任の件 39
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 44

(証券コード 3935)

2022年5月10日

株 主 各 位

東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号

株式会社 エ デ ィ ア

代表取締役社長 賀島義成

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年5月24日（火曜日）午後6時まで議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館7階 中会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第23期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。

(2) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年5月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(3) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年5月24日（火曜日）午後6時までに行使してください。

(4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき資料のうち、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.edia.co.jp/>) に掲載することにより開示しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.edia.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使について

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(自 2021年3月1日)
(至 2022年2月28日)

I. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く環境におきましては、2020年におけるモバイルコンテンツ市場は2兆6,295億円（対前年比112%）、中でもスマートフォン市場は2兆6,149億円（対前年比113%）と年々成長を続けております。スマートフォン市場の内、ゲーム市場が1兆5,288億円（対前年比109%）、電子書籍市場が3,946億円（対前年比137%）、動画・エンターテインメント市場が3,430億円（対前年比137%）、音楽コンテンツ市場も1,467億円（対前年比105%）と引き続き拡大傾向にあります（一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調べ、2021年7月現在）。一方で、当該ゲーム市場には多くのスマートフォンゲームが投入され、競争が激化しており、より高品質のゲームを投入するために開発費が増加する傾向にあります。また、電子書籍市場においても、インターネット上の小説等をコンテンツ化するビジネスモデルに多くの競合他社が参入しており、その作品確保の競争が激化しています。さらに、動画・エンターテインメント市場及び音楽コンテンツ市場においても、消費者ニーズの多様化に伴う構造変化に晒されています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大についても依然として予断を許さない状況であり、先行きの不透明感は払拭できていない状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループは総合エンターテインメント企業として、エンタメIPの創出・取得とそれらのクロスメディア展開を加速させ、事業の多角化と収益力向上に注力して参りました。

当連結会計年度のIP事業におきましては、ゲームサービスにおいて、様々なイベントを通じて長期運営タイトルの安定推移を目指したものの、前連結会計年度比では売上が減少することとなりました。一方で、オリジナルドラマCD『DIG-ROCK (ディグロック)』シリーズが引き続き人気を博し、CD販売に加えグッズ販売も好調を維持しております。

また、当社保有のレトロゲームタイトル「ヴァリス」を活用したクラウドファンディングを開始し、多くのファンの皆様から支援を受け、NintendoSwitch用ソフトとして提供を開始しました。「ヴァリス」以外のレトロゲームタイトルも欧米市場に向けてライセンスアウトするなど、海外からも注目を集めることができました。

さらに、グッズにおいては、オンラインくじサービスの『くじコレ』、新たに開始した女性顧客向けオンラインくじサービス『まるくじ』も人気IPとのコラボレーションを行うなど積極的に展開し、当社グループの収益に貢献いたしました。

出版事業におきましては、人気ライトノベルシリーズ・コミックシリーズの人気作の続巻、新シリーズ発売により堅調に推移しております。また、作品数の増加に伴い電子書籍売上が増加し、海外へのライセンスアウトによる収益も計上する等売上が伸びております。

BtoB事業におきましては、他社のゲームサービスのローカライズ及び運営受託、音楽制作受託、法人向け各種コンテンツ制作受託など堅調に推移しております。

以上の通り、既存運営ゲームタイトルの売上減少により、当連結会計年度の売上高は2,494,085千円(前連結会計年度比1.0%増)と微増、IP事業におけるライセンスアウトやドラマCD及びグッズ販売等、利益率の高い売上が大きく伸長したこと、また子会社本社移転によるグループフロア統合に伴い本社固定費用が大幅削減され、営業利益は123,253千円(前連結会計年度は23,535千円の営業損失)、経常利益は113,815千円(前連結会計年度は34,162千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は108,101千円(前連結会計年度は80,662千円の親会社株主に帰属する当期純損失)と利益は大幅な改善となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資はありませんでした。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

① 知名度の向上と顧客数の拡大

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及びサービスの知名度を向上させ、新規顧客を継続的に獲得し、顧客数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また多種多様なコンテンツを展開し、当社グループのサービスをより多くの顧客に利用してもらえるように、新規顧客を獲得するための施策を積極的に実施することで顧客数の拡大に努めてまいります。

② 優秀な人材の確保と育成

品質の高いサービスを提供し続けるために、当社グループでは優秀な人材を確保するよう努めておりますが、一方で従業員数の増加は人件費を押し上げ、経営を圧迫する要因になります。したがって、事業規模の拡大、成長スピードに合わせた適正な人数で最大の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、柔軟な雇用形態の実現及び人事制度の刷新等に取り組んでおります。さらに、従業員の能力向上のため教育カリキュラムの充実を推進し、人材を育成する事により、組織体制の強化とサービスのクオリティ向上を目指してまいります。

③ 技術革新への対応

当社グループが展開する事業は、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づくサービスの導入が相次いでいる非常に変化の激しい業界に属しております。当社グループは、これらの変化に対応するため、優秀な技術者の確保、新しい技術の探求や採用等を行い、新技術の普及状況を捉えた事業展開を推進してまいります。

④ コンテンツの安全性及び健全性強化への対応

インターネット市場の拡大に連れて、コンテンツの安全性及び健全性に対する社会的な要請は一層高まりを見せております。当社グループは、コンテンツサービスを提供する立場から、顧客が安心して利用できるように、ウェブサイトの安全性及び健全性を強化していくことが必要であると考えております。

⑤ グループIPを活かした事業拡大

当社グループでは、ゲームサービス、ライフエンターテインメントサービス、電子書籍・出版サービス、音楽レーベルサービス、漫画動画サービスなど、多くのサービスで蓄積されたグループIPを活用した事業の多角展開を目指しております。IPのグループ内創出に向けた施策、またその活用方法を継続的に模索し、収益性のあるサービスを展開することで、更なる成長を狙ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2019年2月期)	第21期 (2020年2月期)	第22期 (2021年2月期)	第23期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売 上 高 (千円)	2,005,220	2,454,361	2,470,556	2,494,085
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△542,480	△197,042	△34,162	113,815
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△1,117,879	△206,621	△80,662	108,101
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△243.50	△39.46	△13.25	17.66
総 資 産 (千円)	1,778,457	1,869,958	1,689,716	1,551,676
純 資 産 (千円)	449,223	830,596	758,932	869,062
1株当たり純資産額 (円)	93.63	137.07	123.99	141.68

- (注) 1. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、小数点以下第3位を切り捨てております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2019年2月期)	第21期 (2020年2月期)	第22期 (2021年2月期)	第23期 (当事業年度) (2022年2月期)
売 上 高 (千円)	1,325,645	1,392,420	1,261,548	1,192,565
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△550,689	△225,978	△111,802	48,599
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,040,919	△230,331	△154,368	56,127
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△226.74	△43.99	△25.37	9.16
総 資 産 (千円)	1,495,032	1,518,371	1,269,748	1,132,985
純 資 産 (千円)	527,483	885,145	768,662	826,816
1株当たり純資産額 (円)	109.95	146.07	125.58	134.78

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失と、1株当たり純資産額は小数点以下第3位を切り捨てております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社チームエンタテインメント	15,000千円	100.0%	音楽・ドラマCD制作、 アニメ・ゲーム関連の各種グッズの 企画・制作・販売
株式会社一二三書房	70,000千円	100.0%	ライトノベル・コミック等の出版物 の企画・制作・販売

(7) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社の主な事業内容は以下のとおりであります。

サービス区分	主なサービス
IP事業	ゲームサービス ゲームアプリケーションの企画、開発、運営 ライフエンターテインメントサービス モバイル向け実用サービスコンテンツやアプリケーションの企画、開発、提供 音楽レーベルサービス ゲームやアニメ関連の音楽、ドラマCDの企画、制作、販売、配信 グッズサービス アニメやゲーム関連のグッズ等の制作、販売 IPのライセンスアウト
出版事業	ライトノベル、コミック等の出版物及び電子書籍の企画、編集、出版
BtoB事業	受託開発・運用、システム・アプリ開発、漫画動画の制作

(8) 主要な事業所 (2022年2月28日現在)

① 当社

本 社	東京都 千代田区
-----	----------

② 子会社

株式会社チームエンタテインメント	東京都 千代田区
株式会社一二三書房	東京都 千代田区

(9) 使用人の状況（2022年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
83名	△12名

(注) 使用人数は、正社員のほか契約社員を含む就業人数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名	△7名	34.4歳	5年5ヶ月

(注) 使用人数は、正社員のほか契約社員を含む就業人数を記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2022年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	211,835千円
日本政策金融公庫	30,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 11,680,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,128,000株
 (うち自己株式 96株)
 (3) 当事業年度末の株主数 4,365名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
原尾 正紀	998,400株	16.3%
株式会社ミートプランニング	251,000株	4.1%
楽天証券株式会社	225,400株	3.7%
株式会社SBI証券	209,302株	3.4%
西村 裕二	108,000株	1.8%
夏目 三法	104,600株	1.7%
J P モルガン証券株式会社	93,600株	1.5%
賀島 義成	80,000株	1.3%
夏目 理江	47,200株	0.8%
山口 秀明	46,700株	0.8%

- (注) 1. 持株比率の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。
 2. 持株比率は、自己株式（96株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年2月28日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	2015年7月15日 取締役会発行決議	2020年4月14日 取締役会発行決議	2021年11月15日 取締役会発行決議
発行日	2015年7月15日	2020年4月14日	2021年11月15日
新株予約権の発行価額	無償	145,800円	700,000円
役員の保有状況	52個（1名）	1,400個（2名）	7,000個（2名）
うち取締役 （監査等委員を除く）	52個（1名）	1,400個（2名）	7,000個（2名）
うち社外取締役 （監査等委員を除く）	-個（-名）	-個（-名）	-個（-名）
うち取締役 （監査等委員）	-個（-名）	-個（-名）	-個（-名）
新株予約権の目的となる株 式の種類及び数	普通株式 20,800株 （新株予約権 1 個当 たり400株）	普通株式 140,000株 （新株予約権 1 個当 たり100株）	普通株式 700,000株 （新株予約権 1 個当 たり100株）
新株予約権の行使時に払込 をすべき金額	1 株当たり 250円	1 株当たり 382円	1 株当たり 416円
新株予約権の行使期間	2017年7月16日から 2025年7月15日まで	2020年4月30日から 2030年4月30日まで	2021年11月30日から 2031年12月1日まで

新株予約権の行使条件

新株予約権を行使するには、新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合もしくは当社の取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	原尾 正紀	株式会社チームエンタテインメント 取締役 株式会社一二三書房 取締役
代表取締役社長	賀島 義成	株式会社チームエンタテインメント 代表取締役社長 株式会社一二三書房 取締役
取締役	米山 伸明	経営企画室室長 株式会社チームエンタテインメント 取締役 株式会社一二三書房 取締役
取締役	坂本 剛	QBキャピタル合同会社 代表社員
取締役（常勤監査等委員）	柏倉 周郎	株式会社チームエンタテインメント 監査役 株式会社一二三書房 監査役
取締役（監査等委員）	藤池 智則	弁護士 堀総合法律事務所 パートナー 株式会社ベネフィット・ワン 社外監査役
取締役（監査等委員）	河野 幸久	公認会計士・税理士 監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員

- (注) 1. 取締役坂本剛、柏倉周郎、藤池智則及び河野幸久の各氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員藤池智則氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な知見を有するものであります。
3. 監査等委員河野幸久氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役坂本剛氏、柏倉周郎氏、藤池智則氏、河野幸久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
5. 当社は、事業の規模及び特性等に鑑み、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、定款において常勤の監査等委員を選定できる旨を定めており、当該規定に基づき柏倉周郎氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役坂本剛氏、柏倉周郎氏、藤池智則氏及び河野幸久氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社法第423条、第429条、第847条に関して生じた損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を設定しております。

当該保険契約の被保険者は、当社の全ての取締役であり、その保険料については全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する事項

2017年5月24日開催の第17回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は年額300,000千円（うち社外取締役分年額50,000千円）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円と決議されております（決議時の取締役の員数は6名、うち社外取締役4名）。

また、報酬等の決定方針は以下のとおりとなります。

I. 基本的な経営の考え方

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、①株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保、②変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の構築及び経営の効率性を担保する経営監視体制の充実、③健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て事業活動を展開、以上の3つをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と定めています。

この方針の下、『SMART MEDIA COMPANY』を企業コンセプトに掲げ、スマート

フォンなどのモバイル向けコンテンツサービスの企画・開発・運営を行うモバイルインターネットサービスに加え、ライトノベル・コミック・電子書籍・ドラマCDなど近年需要が高まってきているコンテンツを提供し、総合エンターテインメント企業としての更なる飛躍を目指します。

Ⅱ. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、上記の経営の考え方を実現するために、以下を基本方針とします。

- (1)当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- (2)経営陣に真に優秀な人材を獲得し、その関係を継続するため、人材市場において相応の競争力があること
- (3)株主との利害関係の共有や株主重視の経営意識を高めるため、取締役報酬と会社の業績や企業価値との間に連動性があること
- (4)報酬決定プロセスにおける透明性、客観性が高いものであること

Ⅲ. 報酬水準の考え方

「基本報酬」は職責等に応じて報酬額を決定していますが、「年次業績賞与」は、事業年度ごとのグループ業績及び各人の貢献面から総合評価を行い、その評価に応じて報酬額を決定しています。

Ⅳ. 報酬構成

<社外取締役以外の取締役>

社外取締役以外の取締役の報酬は、金銭報酬と長期インセンティブ報酬から構成されます。このうち、金銭報酬部分については、①定額・固定の「基本報酬」と②事業年度ごとのグループ業績に連動する「年次業績賞与」とからなります。また、長期インセンティブ報酬部分については、③中長期的なコミットメントを求める株式報酬型ストックオプション（権利行使価額を新株予約権 1 個につき 1 円に設定した新株予約権であり、会社業績に連動せず株価にのみ連動し、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS)）に相当します）を設定します。この点、取締役報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識します。

<社外取締役>

社外取締役の報酬は、原則として、定額・固定の「基本報酬」のみの構成とします。これは、社外取締役には、社外取締役以外の取締役による業務執行の監督が主に期待されること、独立性の観点から、これらの取締役に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

V. 業績・株価連動報酬

取締役の報酬のうち、会社業績や株価と連動する報酬部分については、以下のとおりとします。

<年次業績賞与>

客観性、透明性のある指標である連結売上高と連結営業利益のそれぞれについて、50%（割合は毎期見直し）ずつのウエイトで評価することとします。期初に設定する目標数値に対する業績達成率により、年次業績賞与報酬部分は、0%から150%の幅で変動します（業績評価指標を100%達成した場合、100%）。ただし、連結営業損益が赤字の場合、不支給となります。

<株式報酬型ストックオプション（RS）>

この株式報酬型ストックオプション（RS）は、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock（RS））に相当します。業務執行取締役の中長期的なコミットメント（継続的な業務遂行）を目的として、事業年度を通じて時価総額40億円以上を達成した翌事業年度から、複数年分の新株予約権を予め付与します。ただし、1年間の任期の終了ごとに当該1年分の新株予約権についてのみ権利確定となり、その行使が可能となるものとします。この報酬部分については、会社業績とは連動せず、任期と株価にのみ連動することとなります。

VI. 決定プロセス

取締役（社外取締役を除く）の報酬制度や報酬水準および報酬構成の妥当性ならびに決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額および業績達成率については、社外取締役が過半数を占める取締役会での審議を踏まえ、取締役会の決議により一任された代表取締役が確定、決定します。外部環境の劇的な変化等に対応するため、この取締役報酬方針または各報酬構成やその水準の見直しが必要となった場合には、取締役会における検討を経て、取締役会決議によりそれらの改定を行うことがあります。

＜当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由＞

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、社外取締役が過半数を占める取締役会で審議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1名)	47,670千円 (1,200千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	12,000千円 (12,000千円)
合 計	7名	59,670千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年5月24日開催の第17回定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年5月24日開催の第17回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

1. 取締役坂本剛氏はQ Bキャピタル合同会社の代表社員を兼務しております。
当社とQ Bキャピタル合同会社との間には、特別な関係はありません。
2. 取締役（監査等委員）藤池智則氏は堀総合法律事務所のパートナー及び株式会社ベネフィット・ワンの社外監査役を兼務しております。
当社と堀総合法律事務所及び株式会社ベネフィット・ワンとの間には、特別な関係はありません。
3. 取締役（監査等委員）河野幸久氏は監査法人フィールズ、税理士法人フィールズの代表社員を兼務しております。
当社と監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズとの間には、特別な関係はありません。

- ### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
- 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
坂本 剛	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には17回中全てに出席し、主に企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
柏倉 周郎	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会には17回全て、監査等委員会には13回全てに出席し、財務関連部門での経験を通じて培った知識・見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
藤池 智則	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会には17回全て、監査等委員会には13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
河野 幸久	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会には17回全て、監査等委員会には13回全てに出席し、主に公認会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討して、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じて、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2018年6月15日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議し、2018年6月15日から施行いたしました。

① 取締役、執行役員及び従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社の掲げる企業ビジョン「SMART MEDIA COMPANY 私どもはモバイルを通じて、人々の生活に笑顔をもたらすサービスを創造し続けます」を共通の志として、社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土を何よりも重視する。

当社グループは、当社の定めたコンプライアンス体制にかかる各種規程を取締役等が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。その徹底を図るため、当社の管理部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。

当社において内部監査部門を設置し、管理部門と連携の上、当社グループのコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を実施する。これらの活動は当社のリスク管理委員会、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

必要に応じて、当社子会社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の管理部門は、必要に応じて、当社子会社に対する助言、指導又は支援を実施するものとする。

必要に応じて、当社子会社に監査役を派遣し、監査を実施するものとする。

法令上疑義のある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として、管理部門担当取締役及び常勤の監査等委員並びに当社顧問弁護士に対するホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報等（以下、「文書等」）を法令及び社内規程に従い保存・管理し、また当社子会社においても文書等を同様に保存・管理させるものとする。社内規程に従い、取締役及び監査等委員が常時上記の文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社グループのリスク管理体制、その他の体制
当社グループのリスク管理体制に係る基本方針は、当社の取締役会において決定されるものとする。
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報保護及び知的財産権等に係るリスクについては、それぞれの当社担当部署及び当社子会社にて、規程、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及びグループ全体的な対応は当社の管理部門が行うものとする。
新たに生じたグループ経営上の重要なリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営の基本方針は、当社の取締役会において決定されるものとする。
当社グループ取締役会は、取締役等が共有すべき全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成のために各部門及び当社子会社の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。
担当取締役は、目標達成の進捗状況について、ITを活用して取締役会において定期的にレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社子会社の業務執行の状況については、定期的に当社の取締役会において報告されるものとする。
当社子会社を担当する業務執行取締役及び執行役員は、適宜当社子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
関係会社管理規程において、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。
内部監査部門は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、当社のリスク管理委員会、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
- ⑥ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程により、当社子会社に関して、コンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。
当社の業務執行取締役に、当社グループ全体の法令遵守体制、リスク管理体制を構築

する権限と責任を与えることとし、当社の管理部門はこれらを横断的に推進し、管理する。

- ⑦ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び従業員を置くことを求めた場合における、当該取締役及び従業員に関する体制ならびにその取締役及び従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、当社の取締役及び従業員に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた取締役及び従業員はその命令に関して、監査等委員以外の取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑧ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

業務執行取締役は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を業務執行取締役及び従業員が速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役会と監査等委員会との協議により決定する方法による。

内部監査部門は、定期的及び必要と判断する場合は時宜に応じて監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。

- ⑨ 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループにおいては通報者に不利益が及ばないように、いかなる報告も、それが不正の意図を有するものでない限り、それにより不利益を受けないことを社内規程等に明記し、従業員に対して周知徹底する。

- ⑩ 当社の監査等委員会及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針に関する方針、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会及び監査等委員がその職務について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

監査等委員会は、当社子会社の監査役（若しくはこれらに相当する者）及び内部監査部門との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。

監査等委員会は、定期的及び必要と判断する場合は時宜に応じて代表取締役会長及び代表取締役社長並びに会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの整備・構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

当該基本的な考え方に基づく社内検証マニュアルを整備し、取引先の属性チェックを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2021年3月1日から2022年2月28日まで）において、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 職務執行の適正性および効率性の向上

当事業年度は定例を含め17回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

② 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は定例を含め13回の監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会などの重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ 当社における業務の適正性の確保

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の内部監査を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対して効果的に経済的価値を還元すること、その経済的価値を生み出す源泉となる企画の競争力を備えることが経営における重要事項と認識しております。健全な財務体質の維持と、積極的な事業展開に必要な内部留保の充実、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、当面は、事業拡大のための投資資金充当を優先させていただくべく、配当につきましては無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、年齢、年数及び比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

2022年2月28日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,415,147	流動負債	548,026
現金及び預金	830,218	買掛金	172,020
売掛金	495,358	短期借入金	136,250
商品及び製品	43,909	一年内返済予定の長期借入金	39,526
仕掛品	9,433	未払金	109,956
原材料及び貯蔵品	78	未払費用	4,305
前払費用	12,986	未払法人税等	3,318
未収入金	23,010	未払消費税等	17,446
その他	20,089	前受金	16,088
貸倒引当金	△ 19,937	預り金	9,815
固定資産	136,528	賞与引当金	11,974
有形固定資産	4,844	情報利用料引当金	2,722
建物	0	返品調整引当金	24,599
工具器具備品	4,844	その他	3
無形固定資産	41,855	固定負債	134,587
ソフトウェア	250	長期借入金	132,693
その他無形固定資産	12,000	長期未払金	1,894
のれん	29,605	負債合計	682,614
投資その他の資産	89,828	純資産の部	
敷金保証金	32,469	株主資本	868,216
繰延税金資産	51,004	資本金	10,663
その他	6,354	資本剰余金	728,911
		利益剰余金	128,759
		自己株式	△ 117
		新株予約権	845
		純資産合計	869,062
資産合計	1,551,676	負債・純資産合計	1,551,676

連結損益計算書

自 2021年3月1日
至 2022年2月28日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		2,494,085
II. 売 上 原 価		1,041,416
売 上 総 利 益		1,452,668
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,329,414
営 業 利 益		123,253
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
助 成 金 収 入	819	
そ の 他	610	1,442
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,845	
新 株 予 約 権 発 行 費	1,754	
そ の 他	1,280	10,880
経 常 利 益		113,815
VI. 特 別 損 失		
本 社 移 転 費 用	7,271	7,271
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		106,544
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,922	
法 人 税 等 調 整 額	△ 6,479	△ 1,557
当 期 純 利 益		108,101
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		108,101

連結株主資本等変動計算書

自 2021年3月1日
至 2022年2月28日

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,461,292	1,460,145	△2,162,532	△117	758,787
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	663	663	—	—	1,327
減資	△1,451,292	1,451,292	—	—	—
欠損填補	—	△2,183,189	2,183,189	—	—
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	108,101	—	108,101
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△ 1,450,628	△ 731,233	2,291,291	—	109,429
当期末残高	10,663	728,911	128,759	△ 117	868,216

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	145	758,932
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	1,327
減資	—	—
欠損填補	—	—
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	108,101
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	700	700
当期変動額合計	700	110,129
当期末残高	845	869,062

貸借対照表

2022年2月28日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	913,671	流動負債	299,484
現金及び預金	574,945	買掛金	49,060
売掛金	271,804	短期借入金	110,000
商品及び製品	3,207	一年内返済予定の長期借入金	9,996
仕掛品	350	未払金	96,706
原材料及び貯蔵品	78	未払費用	2,325
前払費用	7,242	未払法人税等	530
未収入金	32,887	未払消費税	10,111
関係会社貸付金	35,000	前受金	8,525
その他	8,093	預り金	3,142
貸倒引当金	△ 19,937	賞与引当金	6,365
固定資産	219,314	情報利用料引当金	2,722
有形固定資産	3,666	固定負債	6,684
建物	0	長期借入金	6,684
工具器具備品	3,666	負債合計	306,168
無形固定資産	12,250	純資産の部	
ソフトウェア	250	株主資本	825,971
その他無形固定資産	12,000	資本金	10,663
投資その他の資産	203,397	資本剰余金	757,798
関係会社株式	171,340	資本準備金	663
敷金保証金	20,469	その他資本剰余金	757,134
繰延税金資産	10,655	利益剰余金	57,627
その他	932	利益準備金	1,500
		その他利益剰余金	56,127
		繰越利益剰余金	56,127
		自己株式	△ 117
		新株予約権	845
資産合計	1,132,985	純資産合計	826,816
		負債・純資産合計	1,132,985

損益計算書

自 2021年3月1日
至 2022年2月28日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		1,192,565
II. 売 上 原 価		430,977
売 上 総 利 益		761,588
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		707,069
営 業 利 益		54,518
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	382	
受 取 配 当 金	0	
そ の 他	528	910
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,509	
新 株 予 約 権 発 行 費	1,754	
そ の 他	566	6,830
経 常 利 益		48,599
VI. 特 別 損 失		
本 社 移 転 費 用	5,205	5,205
税 引 前 当 期 純 利 益		43,393
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△7,956	
法 人 税 等 調 整 額	△4,777	△12,733
当 期 純 利 益		56,127

株主資本等変動計算書

自 2021年 3月 1日
至 2022年 2月 28日

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	1,461,292	1,489,032	—	1,489,032	1,500	△2,183,189
当期変動額						
新株の発行(新株予約権 の行使)	663	663	—	663	—	—
減資	△ 1,451,292	△ 1,489,032	2,940,324	1,451,292	—	—
欠損填補	—	—	△2,183,189	△2,183,189	—	2,183,189
当期純利益	—	—	—	—	—	56,127
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△ 1,450,628	△ 1,488,368	757,134	△ 731,233	—	2,239,316
当期末残高	10,663	663	757,134	757,798	1,500	56,127

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当期首残高	△2,181,689	△117	768,516	145	768,662
当期変動額					
新株の発行(新株予約権 の行使)	—	—	1,327	—	1,327
減資	—	—	—	—	—
欠損填補	2,183,189	—	—	—	—
当期純利益	56,127	—	56,127	—	56,127
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	700	700
当期変動額合計	2,239,316	—	57,454	700	58,154
当期末残高	57,627	△ 117	825,971	845	826,816

独立監査人の監査報告書		2022年4月14日
株式会社エディア 取締役会 御中		
太陽有限責任監査法人		
東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 尻 慶 太 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島 津 慎一郎 ㊟
監査意見		
<p>当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディアの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p>		
監査意見の根拠		
<p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p>		
連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任		
<p>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p> <p>監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。</p>		

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社エディア
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 津 慎一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディアの2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査を行いました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議（内部統制基本方針）に基づき整備されている体制に関して、業務執行取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が2021年5月26日付にて決議した2021年度監査等委員会監査計画に基づき当委員会が定めた「監査等委員会監査基準」および「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に準拠し、オンラインによるコミュニケーションも活用しながら、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、業務執行取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類あるいは書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、関連子会社2社につきましては、その取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条の各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討を行いました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、効率的かつ健全なグループ経営は、エディア・グループ内の事業シナジーを高め、新たな収益源を創出する上で、必要不可欠なものと考えます。よって、今後とも企業集団の内部統制システムの実効性の維持・強化に関する継続的な取り組みが、重要であると認識しております。

(2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年4月14日

株式会社エディア 監査等委員会

監査等委員 柏 倉 周 郎 ㊟

監査等委員 藤 池 智 則 ㊟

監査等委員 河 野 幸 久 ㊟

(注) 監査等委員柏倉周郎および監査等委員藤池智則ならびに監査等委員河野幸久は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第19条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>第19条 <u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第19条（株主総会参考書類等の電子提供措置）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1	はら お まさ のり 原 尾 正 紀 (1968年3月3日生)	1990年4月 日産自動車株式会社入社 1999年4月 当社設立代表取締役就任 2018年2月 当社子会社 株式会社チームエンタテインメント取締役就任（現任） 2018年5月 当社代表取締役社長CEO就任 2018年8月 当社子会社 株式会社一二三書房取締役就任（現任） 2019年5月 当社代表取締役会長就任（現任） (重要な兼職) 株式会社チームエンタテインメント 取締役 株式会社一二三書房 取締役	998,400株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、当社の創業者として、企業理念の創設や事業拡大に大きな功績を積み上げており、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	かしま よし なり 賀 島 義 成 (1980年7月24日生)	2002年4月 ニイウス コー株式会社入社 2006年8月 株式会社クリアストーン入社 2007年4月 当社入社経理部長就任 2011年3月 当社管理部長就任 2011年5月 当社取締役就任 2017年5月 当社取締役副社長就任 2018年5月 当社取締役副社長COO就任 2018年8月 当社子会社 株式会社一二三書房取締役就任(現任) 2019年3月 当社子会社 株式会社チームエンタテインメント取締役就任 2019年5月 当社代表取締役社長就任(現任) 2020年8月 当社子会社 株式会社チームエンタテインメント代表取締役就任(現任) (重要な兼職) 株式会社チームエンタテインメント 代表取締役社長 株式会社一二三書房 取締役	80,000株
取締役候補者とした理由 同氏は、当社の取締役として、事業全般及び管理部門における豊富な実績と見識を有し、現在も経営陣としての重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役(監査等委員である取締役を除く)として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
3	よね やま のぶ あき 米 山 伸 明 (1977年7月31日生)	2003年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 2010年1月 公認会計士登録 2018年1月 当社入社 管理部門執行役員就任 2018年2月 当社子会社 株式会社チームエンタテインメント取締役就任（現任） 2018年8月 当社子会社 株式会社一二三書房取締役就任（現任） 2021年5月 当社取締役総務人事部長就任 2021年9月 当社取締役経営企画室室長（現任） （重要な兼職） 株式会社チームエンタテインメント 取締役 株式会社一二三書房 取締役	—
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、当社の取締役として、経営企画における実績と公認会計士としての見識を有し、現在も経営陣としての重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	さかもと つよし 坂 本 剛 (1966年11月14日生)	1989年4月 株式会社リコー入社 2004年1月 国立九州大学知的財産本部客員助教授就任 2010年4月 株式会社産学連携機構九州代表取締役就任 2015年4月 国立大学法人九州大学客員教授就任 2015年4月 QBキャピタル合同会社代表社員就任(現任) 2016年5月 当社社外取締役就任(現任) 2019年4月 北九州市立大学特任教授就任 事業構想大学院大学特任教授就任(現任) (重要な兼職) QBキャピタル合同会社 代表社員	-
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>同氏は、大学の産学連携組織や技術移転機関のマネジメントなど多彩な見識と、長年培われた企業経営の経験に基づき、幅広い見識を当社の経営に反映し、コーポレートガバナンスの強化に向けてご尽力いただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p>			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 坂本剛氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、坂本剛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。坂本剛氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 坂本剛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社法第423条、第429条、第847条に関して生じた損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役柏倉周郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かしわ くら ちか お 柏倉周郎 (1957年12月27日生)	1981年4月 ゼネラル石油株式会社(現 ENEOSホールディングス株式会社)入社 2001年6月 シャネル株式会社入社 経理部長就任 2017年12月 シャネル株式会社退職 2018年5月 当社社外取締役監査等委員就任(現任) 2020年5月 当社子会社 株式会社ティームエンタテインメント監査役就任(現任) 2020年10月 当社子会社 株式会社一二三書房監査役就任(現任) (重要な兼職) 株式会社ティームエンタテインメント 監査役 株式会社一二三書房 監査役	—
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>同氏は、長年培われた事業会社における財務会計の豊富な経験・知見を有しており、また米国公認会計士としての豊富な経験も有しており、これらの経験・能力等を当社の経営及び監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の監査等委員である当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>		

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 柏倉周郎氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は柏倉周郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は上記候補者との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低限度額としております。柏倉周郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社法第423条、第429条、第847条に関して生じた損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

■会場ご案内図

会場：東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館7階 中会議室
TEL：03-3230-2833



交通 ・東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線 「神保町駅」

A 1 出口 徒歩約3分

A 8 出口 徒歩約3分

・東京メトロ東西線 「竹橋駅」

1 b 出口 徒歩約5分

◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。